

熊本藩における宝曆地引合について

松 本 寿 三 郎

はじめに

熊本藩における数回の検地の内で、検地にいたる事情・経過および結果が最もよく知られているのが宝曆期の検地で、通常は宝曆地引合と呼ばれるものである。地引合の称は、検地と同義語であつて、土地（田畑）を帳簿（検地帳）と突き合わせて確認していくという検地の方法から呼ばれるもので、俗には検地の実施は年貢増徴につながるとして農民がこれをきらうため検地の名を避けたものだといふ。熊本藩では加藤氏時代は検地といっているが、細川氏はとくに神経を使い、寛永期の検地は「地撫」といい、宝曆期の検地を「地引合」、文政期以後に行う検地を「地押」と呼んだ。以前の検地帳を元にして一筆毎の耕地片を照合し、土地生産性と年貢負担の不均衡を是正し負担の公平を図る（地撫）、検地帳記載の土地と実際の土地を引き合わせて広狭を正し負担の公平を図る、寛永検地は本田畑を中心に行っているため、前回の検地以後の開発―新田・諸開の類も検地帳を作成する（地引合）、全耕地を一方から調査し帳簿に載せ遺漏がないようにする、これで負担の公平が保てる（地押）、を名目とした。実際にはこの結果墾田が摘発されたり、畝延びが暴露して年貢負担が増すことになるが、こうした名目で検地をおこなっているのである。

熊本藩における宝曆地引合について（松本）

熊本藩における宝曆地引合について（松本）

宝曆の地引合は寛永の地撫から百三十四十年経過し、地撫帳の記載と現在の地面が一致しなくなったからだという、この経緯を堀平太左衛門²は次のように述べている。

忠利公御入国以後、寛永年中御国中之地面被遊御改、見図帳新に被仰付、御城内に納置処、百三十四年来之帳面、何れ之頃より入手等粗略に相成候哉、虫喰彼是にて過半闕帳に相成候、依之何とぞ奮繼致全部置度候得共、古帳之通仕立候得ば、不致検地にては出来不仕、数十年來之御役人当惑ながら其分に押移候・・・其間に諸御郡之地面は下方にて我仮に取扱候故、古帳面と当地面とは悉くそご致し、過半残り候分の御帳さへ御用に立不申様成行候、

城内に保存されていた寛永期の検地帳は、虫喰いその他で利用できなくなっていたが、そうした帳簿の保存状態とは別に、帳簿自体が永年にわたって現実の土地の取扱いに用いられなかったため、土地は土地で独り歩きして帳面の記事と乖離したというのである。

こうした事態は既に享保九年郡頭候補であった中根唯右衛門が指摘するところであった。彼は土地の変化の原因を農民の日常的な努力にあるとし、年久しき間における災害・怠慢による地味の低下、開発や開墾切り添え、干損対策としての用水・排水、畑地の水田化、畦畔藪の伐栽によって改良され、荒廃と改良の結果地方は変化し古見図帳と現状とは乖離したという。相対的に見て古見図帳における下田・下下田のうち土地生産性を上げた田畑をかかえた者の年貢・諸公役負担は軽く、帳簿上は上田・上々田でありながら生産性の落ちた田畑を抱えた者は高い年貢・公役を負担する結果となっている。検地を行う側の論理は明らかである。この乖離を解決し農政の実をあげる方法は土質平均を為すことである。すなわち土地生産性と年貢負担を合わせ、年貢負担の公平を図るのである。

本稿は享保期における検地指向の状況と宝曆期の検地実施を対比して、熊本藩における農政の展開と農民生活の一端をあきらかにしようとするものである。

一、寛永地撫体制の崩壊

細川忠利は肥後の国に入国するとすぐに領国支配の基礎資料を得べく検地と人畜改めを行って土地人民を把握した。この検地が寛永地撫で寛永十二年から十四年にかけて行われた。この検地は寛永十年九月九日の益城郡村々庄屋連印の要求に対応する形でなされ、加藤時代の苛酷な検地を手直しすることを名目として、庄屋・百姓の抵抗を受ける事なく全域の把握に成功した。村々庄屋が要求した事項は三ヶ条であった。一御検地甲乙有之、或は竿詰り申様子、御理り申上候事。一当土免高免に有之由御理り申上事、此様子如何存申上候哉。一先御代より、御蔵納御給人知共に、百姓共妻子下人、又は身を売倒申に付、当御年貢御皆済難成由申上候。加藤時代において既に土貢の乱れが農民生活を脅かしていたことを知るのである。そして細川氏は小物成・夫役の軽減と地撫による年貢の公平を期したのであった。

こうして寛永地撫がなされたが、この地撫には寛永十二年になされた蔵納地地撫と寛永十四—十六年になされた給知地撫とがあつて、両者は記載方法を異にしているものが少なくない。蔵納地と給知の一部は田畑の位置(字名)の順に記載するのに對して、給知の大部分の地撫帳は給人ごとに纏めてしかも田畑は耕作者毎に名寄せしている。給知は給人に土地と人畜を引き渡すものであるから、名寄せ型式だと知行高と土地とが一括して把握できる利点があり、村落内での給知百姓の位置づけを明確にすることができる。さらに重要なことはこの記載方式の違いは当時の検地帳作成の立場の違いにある点であらう。

田畑の位置(字名)による地撫帳は以前の検地帳を参考に作成するもので、村の伝統に基づくものといえる。ところが名寄せ形式の地撫帳は給人の給知を書き出すものであり、名寄せは給人の便宜によるものである。両者の間には、村の伝統的方法によって作成するか、それとも現実にしたがつて給知百姓を確定するかという違いがある。通説では検地帳は公

熊本藩における宝曆地引合について（松本）

簿として責任単位を定めるために作られたものだとし、名寄せ帳は村落内での貢租賦課の台帳で公簿である検地帳からの抄録と理解されているようであるが、寛永地撫帳を見るかぎりでは取扱いにそうした差異は認められない。蔵納地の地撫帳については一般的に見られるようなとても生計を維持できないような一筆か二筆の零細な耕地片しか持たない無屋敷の名請人が見られるが、給知の地撫帳ではすべての土地が屋敷持ちの名請人に属して年貢負担に耐えうる状態である。おそらく現実の耕作者はその村か他村の屋敷持ちなのであるが、伝統的な所有者に依拠している蔵納地では以前の所有者が顔を出しているのではなからうか。別の機会に検討したい。

寛永の地撫は新たに検地を行って田畑を実測し隠田を摘発したのではなかった、田積・等級など田畑の実態を割り替える名請人を確定し年貢の不公平を解消した筈である。既に確定している村高には触れずに村高の内での不公平是正であるから田畑の等級と石盛りをあげることで対処したのである。入国直後のことで藩当局は百姓撫育策をとっている。懐柔策と言ってもよい。其の主なものには百姓の零落救済・小物成半免・走り百姓の処置・夫仕の制限・立ち帰り百姓の育成等である。土地に関しては「御百姓立帰田作候得ば尤もに候、無左候はば荒地を被遣、家のため竹木・種子粃、又は人に寄作喰借被遣」「開之田地は、理に随て年季を定可申候」という。

こうした百姓撫育策にもかかわらず相つぐ凶作によって寛永地撫体制の維持は困難であった。寛永十二年七月二十五日の九州表の大風で、肥後国の損害は作毛は言うまでもなく、御城塀・櫓・御侍以下の居宅・町家・民家ことごとく破損に及び、つぶれた家も数多かった。この被害はいち早く江戸の藩主に届けられたが、忠利はこの災害に心を悩ましたけれども、御国替以後続いた上使の下向・城郭の普請、加えて大身之諸浪人多数の登用、来年江戸城御普請の割当てなど莫大な支出で財政は窮迫しており、思い通りの政策は覚束無かった。辛うじて応急処置として「百姓家つふれ候ニハ、手寄次第勝手ニ竹木を入候程可遣」程度の指令を出して急場を切り抜け、年末の十二月二十七日に至って「何石之高作り候百姓、上納前何ほと之内、何程上納仕何ほと米遣と身を売候ハねハ不成との分、手永切ニ差出、正月十日も内ニ調可給候、・

・他郡他国え人畜売出し候との儀承届候ハハ則申上、各越度申付候・鉄砲などの儀売候事聞届候ハハ是又曲事ニ可被申付候事」を触れている。

翌十三年六月十三日と十六日の二度の奉書¹⁰によれば諸郡の年貢納入の実情は次のような状態であった

一 諸郡去年分御つかへ米有之様ニ先日辛度立御耳申候、去年之儀ハ免を相定候儀も無御存知上ハ取立可然儀も不可然所も御指図ハ被為成候、・・・御百姓とても被召遣御侍衆同前ニ被思召候間、不成所取立取たおし可申儀にてても無之と被思召候間、其心得を仕可申付旨なり

一 御蔵納滞米之儀、

一 諸御郡之つかへ米当座ニ取立可申分、指延可違分、一向免可違分三段ニ極可違旨

一 給人知ノ百生うへニおよひ候は随分給人共ははきをきり候て成共かくまひ可申、不相成者ハ百生死申と存、御蔵納へ指上可申候、此儀ハ申触儀と被仰出候

一 御国中之御百生去秋さこくうり候分吟味仕、うり候代銀年貢ニ相立候哉、但手前ニ有之ハ取立可申旨

蔵納地でも給人地でも不作で年貢納入に苦しんでいるし、南部の芦北郡津奈木手永では二五パーセントが飢えに直面していたほか、翌十四年秋には天草・島原の乱が起きるなど農村は危機に直面した。藩では十三年七月六日阿部弥一右衛門・瀬戸五兵衛・荒瀬角兵衛の三人を代官¹¹とし、郡奉行を任命して開発を奨励し、改めて「御国中御百姓之人畜御改、御入国之時被仰付候へ共、其以後へり候事も又多ク成候事も可有之と被思召候間、時分を斗相改可申」と人畜改めを行ったほか、入国直後の諸施策の見直しに取り組んだ。しかし実態は「国々つまり田畑之事もきひしく候故、悉く本国をはなれ、日用などに参り候と見え申し候故、年毎に上田ハ下田ニ成、次第ニ物成おとろへ申候を、・・・弥下々かつへのミまでニ候」状況になり、農村の変容は如何ともし難かった。

四代綱利の就任後十四年にあたる寛文四年の農村状況を鎌田李之助の「寛¹²」は次のように述べる。

熊本藩における宝曆地引合について（松本）

館本藩における宝曆地引合について(松本)

一 御国之畿田畑のすわり・村の立様・山川之様子能キ御国にて可有御座と奉存候、然共御所務すくなく御座候、慶安三寅年より去年卯ノ年迄拾四年ノ物成をならし、中分三ツ四朱ニ当り申候・・・

一 御所務すくなき故は、百姓すくなく御座候ニ付、上田を下田ニ作り成申所数多御座候免下り之出作も御座候、か様ニ田島を百姓作りあぐミ候てハ、御所務すくなき筈と奉存候事

一 百姓持懸之田島は知行取之知行と存様ニ昔は御座候て、手前付罷成百姓は田島を売申様ニ御座候由申候、今程は役儀ニ迷惑仕持懸之田畑ニ銀子を添人ニ渡申候、か様ニ田島をうとミ申候様ニ御座候てハ、御所務無御座筈にて御座候事

一 在々殊之外役儀繁ク御座候ニ付、耕作を能ク作り申儀も難成御座候事

一 当国は御知行取・御切米取其外諸奉公人・町人迄も召仕申、下々ハ大形百姓にて御座候、是を存候へハ百姓すきなき御国にて無御座候

一 毎年毎年百姓大分ニ奉公ニ出申候、親・兄弟・妻子其村ニ残り居申分は奉公之隙明次第在所へ帰り申候、たおれ百姓妻子共ニ其村を出、質奉公など仕候へハ、奉公之隙明キ候ても其村へ戻り不申、方々仕居申候、ケ様ニ仕百姓余多たおれ申村は永ク免下り申候事

一 新開ニ成可申所も御座候へ共、百姓無御座ニ付仕立申儀難成奉存候、就夫罷者御赦免之者・追放之者・御家中かまい者ともを開所へ可被遣候ハハ、随夫新開仕立可申事

こうした不安定な状況を反映して、村人の要求を受けて寛永十二—十四年の一斉地撫の後にも散発的に地撫（ウ）がなされているが、網利の時代になっても状況は好転しなかった。その原因を「（ウ）」は所務―税負担力の低下・百姓減による生産性の低下・作りあぐミの状態・百姓の土地放棄と奉公人化、打開策として仕立て百姓による新開地仕立てをあげている。なかでも役儀ニ痛めつけられたこの時期の百姓の田畑所持の感覚が、昔の知行地的感覚から厄介者的感覚へと変化している

第一表 熊本藩の人口推移

熊本藩における宝暦地引合について(松本)

年次	人口	男	女	年次	人口	男	女
	人	人	人		人	人	人
寛永11年(1634)	*221,778	129,033	92,745	安永9年(1780)	550,404	289,821	260,583
慶安4年(1651)	*241,768	141,954	99,814	天明6年(1786)	528,788		
延宝8年(1680)	*435,873			文化2年(1805)	541,393	281,163	260,230
天和元年(1681)	*431,084	246,384	184,700	"7年(1810)	553,352		
元禄7年(1694)	*483,524			"13年(1816)	569,729	293,055	275,775
享保6年(1721)	547,514			文政5年(1822)	577,788	298,217	279,571
"11年(1726)	559,132	304,313	254,819	天保5年(1834)	593,661	304,095	289,566
"19年(1734)	531,248	285,364	245,884	"11年(1840)	593,651	303,923	289,728
元文3年(1738)	536,986			弘化3年(1846)	606,967	309,615	297,352
明治5年(1768)	547,590	289,853	257,039	嘉永5年(1852)	615,520	312,112	303,408
安永3年(1774)	549,687	289,672	260,015	安政5年(1858)	622,869	315,206	307,663

『熊本藩年表稿』・松井家文書『御郡』による。

*は町方人口(熊本、八代、川尻、高橋)を除く、享保6年以降は幕府報告人口。

吉村豊雄「近世初期熊本藩領の経済発展について」(『史学研究』161号)による。

言う指摘である。質地から讓地・上地¹⁵⁾への移行の傾向からみて、この時期での百姓の土地感覚が、所有より放棄にあつたといえよう。こうした時代の消極性を反映してか人口も停滞気味であつた。

熊本藩の農政に変化が見えるのは寛文・延宝期に入ってからである。寛文九年秋¹⁶⁾は不作で南郷、阿蘇、小国を中心に飢えに苦しむ百姓が出、郡奉行は対策に追われた。「先日も被仰出候、飢死無之様ニ可申付候、若又他国へ走候もの共有之ニても不可然思召候間、左様ニ無之様ニ御郡奉行共可申渡候、飢死咎人有之を郡奉行越度之様ニ被仰出候ても、他所のおもわくハ同前之事ニ候間、左様ニ無之様ニ可仕由ニ候事」と言うわけである。翌十年七月ベテランの奉行瀬戸五兵衛を郡方担当として他の奉行もこれに協力させることとした。こうして同月託麻郡奉行衆あてに八十三条の法令¹⁷⁾が出された。生活全般に及んでいるが、

熊本藩における宝曆地引合について（松本）

中でも田畑・新開は自他国旅人と共にもつとも多くの項目から成っている。それだけ規定すべき事柄が多かったのである。貞享元年の法令も六十三条²³からなるが、内容は大同小異である。郡村支配の最重要事項は田畑の確保であった。新開は百姓の野開だけでなく、惣庄屋・在御家人から知行取りにも許された。

延宝三年五月瀬戸五兵衛のもとに御郡方見習として地方巧者牧野安右衛門が配属され、四年二月瀬戸が隠居すると御郡方の施策は専ら牧野の手に委ねられることとなった。延宝五年閏十二月御郡奉行に対して郡方支配について意見を徴するとともに、御郡間に詰めて折々諸郡をまわり諸事御郡奉行と相談する役として御郡頭が設置されると、まず牧野安右衛門が任せられ、六年正月残りの二人（村上吉之丞・奥田小左衛門）が任命され、郡村支配を担当することになる。この頃の土地政策では五年十一月「新開并仕立百姓之儀ニ付」蝕、六年一月以来郡方仕法替え、奉行職務の決定、知行割りの変更など、地方制度の手直しがなされ、八年一月村上吉之丞の奉行就任をまって知行方所務の収公―上知、二月御郡奉行・御代官・御内検・御惣庄屋・御百姓への「御郡方え被仰出候覚」・「口上之覚」となって徹底される。天和三年知行直所務は回復し三十年続くが、この間旱魃・水害・虫害相つぎ農村の疲弊も進行した。

こうした農村の疲弊にかかわらず前掲の人口表に見るように、熊本藩の人口は延宝八年四万三千五百八十三人、天和元年四万一千四百七十一人と倍増している。十七世紀における農村人口の増大について、吉村氏は「非血縁家族―名子の自立（本百姓化）、傍系親族の分家によって、農民の家族規模の縮小―小家族化が進行し、人口の著しい増加をみた。そしてほぼ延宝―元禄期には直系小家族の小農民経営が支配的となったものとみられる。」とする。たしかに農村の人口が増加しているのであるが。寛永十三年以来屢々農村を襲った凶作飢饉―それは課税対象として田畑と人畜を把握するという意味で、本稿で取り上げている農村支配の強化と密接に関わっている。たとえば延宝八年の大飢饉で渡辺玄察は「餓死多し」といい、翌天和元年春一〇三六人の非人が熊本府に流れ込んだり、兵糧の支給を行ったりしているが、しばしば起こる凶作をどう評価するかである。

この結果は正徳三―五年の土地政策、家臣にとっては給人直所務の廃止となり、農村にとっては、「御百姓潰方定式」と「地方取遣証文御格式」の設定となって現れる。ここでは給人も土地から遠ざけられ、農民は土地を手放すことが可能になり、反面土地を集積することも又可能になる。

元禄―享保期には本藩における開発はピークに達した。この時期の土地を種別に示せば次の通りである。

本田畑 五九、七四四町五反余

享保六年

新地方 九、四六四町三反余

同 「年表稿」

野開 七、五〇九町五反六畝

元禄五年

御赦免開 三、八七九町余

宝永六年 「覚帳」

十七世紀後半における人口増加を可能にしたのは、加藤清正以来の開発にあるとみている。加藤氏の初期の開発は慶長十三年の検地に反映したけれども、それ以後の開発の一部が新地として計上されただけである。元禄十年の調査によれば

寛文三年分 一八、七三四石六九

寛文四年 二六、〇四二石六二

貞享元年分 二二、六五〇石九七

元禄十年分 二七、二七石六斗余

古新地 二三、一六六石二斗、

内二九二石四斗余 芦北馬刀瀉・日奈田御開所当年新地ニ成、

御郡方新地 四〇五二石四斗

内七一三石三斗余 宇土網津御開所、当年新地方ニ成

と順調に延びているように見えるが、寛文四年幕府への郷帳前は二六、〇四二石六二四とあり、貞享元年の帳面もそうで

熊本藩における宝曆地引合について（松本）

熊本藩における宝曆地引合について（松本）

あると言う「其後少々開申候処得共年々宛所務仕所ニても無之、未高ニ難結候ニ付て今度帳面書成不申候」といっているほどで、不安定の部分も少なくなかったから正確には把握しがたいが大方二万七―八〇〇石程度を維持している。帳簿上新地高が固定していると言える。

つぎに野開・御赦免開についてみると、宝曆地引合の結果を記したとみられる「御國中田畑畝高物成一紙」はそれぞれ六七〇九町余・四〇三六町余とあって、どちらも少々の延びを記録するのみである。こうした点から見ると野開・御赦免開の数値もまた元禄期にはほぼピークに達しているものと思われる。

ここでは新地・野開・御赦免開など検地帳以後の開発が大方元禄期にピークに達していることだけ確認して、これらの開発に労働力がいかなる形で提供されたかに注目したい。

近世の開発はおよそ次の七つの形態に分類できる。

ア、御開

イ、村立新地

ウ、新地鉄砲者

エ、新所

オ、上り開

カ、御赦免開

キ、野開

ア、御開は藩ないし重臣その他による開発で、この時期玉名郡新御開き所・益城郡住吉・鹿島、宇土郡網津村の内笠岩村御開所・八代郡鹿島・芦北郡馬刀瀉・日奈田が書き上げられており、外に「肥後国志草稿」に長岡帯刀殿御開として八代郡松崎村三六町余・高子原村五六町余があげられている。元禄十年芦北馬刀瀉・日奈田開所と宇土網津開所は新地方に編入された。海辺の新開は御郡方によってなされたように述べている。

海辺之新開仕塘成就之上御郡方ニ受込候儀、新塘波請之石垣其外格好古塘同前ニ合い調、右開地に根付儀五ヶ年無別条通り候ハハ、六ヶ年目迄御郡方ニ請取、古塘同前ニ沙汰可仕候

労働力は近在からの仕立て百姓によった。御蔵納田畑が少なく百姓が多い村から出作地などへ出かける百姓が有る場合十分配慮するよう、注意を喚起している。

第二表 肥後国誌草稿における新知(地)高の記載

熊本藩における宝曆地引合について(松本)

飽田郡	新村	新地高有之
託麻郡	新南部村	新高高アリ
合志郡	南方村	但シ入道水村内ノ新地方也
	中尾村	但シ南方村内ノ新地方也
	馬場村	柳水村内ノ新地ナリ
	新町	新高高ナリ
阿蘇郡	永草村	新高高アリ
	乙姫村	"
	宇土村	"
	宮原村	"
	今町村	新知方ナリ
	小野田村	"
	塩塚村	新地方也
	日向村	新知方也
	宮寺村	新地方也
	沢津野村	新地方也
下益城郡	新村	当村ニ住吉并鹿嶋新地アリ
八代郡	新地村	当村ハ鹿嶋村新開地也、田畑拾九丁余
	松崎村	長岡帯刀殿新開田畠三十六丁余
	高子原村	長岡帯刀殿新開田畠五十六丁余

イ、享保十三年成立の「肥後国志草稿」には新地方の村として第二表の村をあげている。延宝六年正月新地開・畑成田の出高について、「向後は御年貢米百姓共勝手能様ニ輕ク可被仰付候間、随分精を出し仕立可申」とある。ウ、寛永十一年藩は開所に新地鉄砲者の仕立てを計画して阿蘇の開所に送り込んだが失敗し、翌十二年から大津・保田窪・黒石・兎谷・麻生田・花立・楡木・平山の八ヶ所に一種

熊本藩における宝曆地引合について（松本）

の屯田兵村を置き、御免地野高二十石を与えた。^⑤
 エ、重臣に召し抱えられた在郷の屯田兵村が新所である。新地鉄砲者と同じように、近世初頭から集落を形成し、給人に属していた。この多くは給人の知行地から登用された。^⑥

オ、上り開は御赦免開の所有者が身分上の資格を失い、あるいは特別な事情によって御赦免開を返上したものの、延宝七年の法に「知行取御中小姓病死ニて跡目無之衆立山手開之儀、被召上候開作置候毛上ハ被為拝領、所務以後田畑共ニ其所定之運上被仰付置候事」とある。また元禄十四年財津庄大夫は合志郡三万田村の開所を差し出して、給人に取り立てられたが、開所の百姓はつぎの通りであった。

元禄14年 三万田村財津庄大夫開所百姓

	町反畝歩
三万田村 彦 七	2. 05. 27
新 助	3. 81. 21
新兵エ	1. 30. 00
徳右エ門	64. 21
加 助	27. 24
左 助	9. 21
夜間村 半 七	1. 01. 24
加 助	77. 24
長兵エ	27. 21
久米村 文四郎	64. 21
助左エ門	57. 09
千 助	55. 18
久四郎	21. 06
甲佐町村 助之允	40. 00
惣左エ門	34. 09
出作 惣七	32. 00
清 七	29. 21
久四郎	26. 24
加右エ門	14. 09
土塚村 小右エ門	65. 12
久 助	32. 12
宮園村 徳兵エ	34. 24
助右エ門	34. 09
新古関村 少右エ門	36. 27
権 助	18. 27
高江村 助之允	19. 00
計	18. 35. 03

カ、御赦免開は専ら御仕立百姓によったことは前述の通り、給人仕立百姓でも本高を作った場合には役儀は負担せねばならなかった。^⑦

第三表 郡別野開高の変化

熊本藩における宝曆地引合について(松本)

郡	寛永 11 年*	元 禄 7 年	文 化 14 年(例)
飽 田	町 反 畝 歩	町 反 畝 歩	町 反 畝 歩
託 摩	330. 6. 7. 15	606. 9. 2. 00	322. 3. 9. 24
玉 名		550. 3. 8. 27	604. 1. 4. 03
合 志	248. 1. 2. 21	720. 9. 2. 06	454. 3. 1. 18
山 鹿			709. 3. 5. 27
山 本			236. 5. 6. 18
菊 池		190. 9. 4. 27	334. 0. 6. 03
阿 蘇	1061. 1. 1. 29	4613. 6. 4. 12	⑨ 149. 7. 2. 03
			999. 3. 4. 12
			671. 2. 5. 15
益 城		780. 1. 2. 21	785. 2. 2. 21
			280. 8. 3. 06
宇 土			74. 2. 9. 24
八 代		42. 3. 9. 24	47. 3. 2. 18
芦 北			
久 住		200. 3. 1. 03	566. 7. 7. 21
野津原		204. 3. 3. 11	165. 7. 7. 18
鶴 崎		220. 3. 6. 06	137. 5. 7. 15
計	1665. 0. 0. 20	8450. 9. 6. 29	** 6709. 1. 0. 24
出 典	(諸御郡高人畜船数)	「諸御郡高人畜浦々 船数其外品々有物帳」	「御国中田畑畝高物 成一紙」

* 寛永11年(諸御郡高人畜船数)の数字は野開とあるもの。

** 「御国中田畑高物成一紙」の計は帳簿上の記載による。

⑨文化14年欄阿蘇郡は上から、阿蘇、南郷、小国三地域合1820町3反2畝となる。益城郡は上益城と下益城。

熊本藩における宝曆地引合について（松本）

キ、野開は野開銀を負担したが、生産性が低くかった、「在々野開之儀、年々作り替ニ仕物にて御座候ニ付、運上銀を輕ク申付候、就夫毎年改を仕、御郡切ニ運上銀を定メ上納申付候、又ハ受銀ニ申付候御郡も御座候」とある。郡別野開高の變化は第三表の通りであるが、著しい特徴として元禄七年阿蘇郡の突出を指摘できる。後年の数字からみて一六一三町余かとも思われるが、今後の検討に委ねたい。

土貢の乖離には百姓の存在も関連がある、すでに宝永四年上益城郡馬水村の志方玄求知行所では人畜が減少して百姓一人になってしまい明き高ばかりになってしまったので、割替を申請しているが、享保十四年同郡仏原村では庄屋がすべての田畑を受け持って途方に暮れていた。惣庄屋矢部忠兵衛は「奉願覚」でつぎのように述べている。

上益城郡私手永丹波殿御知行所仏原村庄屋源左衛門儀、御役儀数年手全相勤申候、前方は勝手向宜敷御座候て、現高百石の高主ニて御年貢も無支相勤申候、然処近年打統年並悪敷不作仕候ニ付ては不勝手罷成申候、色々と了簡仕候得共、大百姓之儀ニて取統兼申其上当年も近村作主無御座、現高六拾石余外請持せ申者も無御座、押て源右衛門請持せ、自身抱高指加百六拾石余賄候、唯今之通御座候て当暮は右之高も難賄様子御座候、何とそ取統せ申度吟味仕申候処、源右衛門奉願候は、外取統之手筋も無御座候、見世物芝居当年も三ヶ年之間尅ヶ年兩度宛被仰付下候ハハ銀子も出し受合申者も御座候、……此者潰レ申候ては隣村も諸事指支申儀御座候間、何とぞ御慈悲を以如奉願候被仰付被下候ハハ、御国内之芸者を雇興行仕度奉存候

仏原村では近年作主がなく、結局庄屋源右衛門はもとの持ち高百石に加えて作主がない六十石も請け持たざるを得なくなり、年貢負担に耐えかねる状態になったというのである。不作統きのもとでは百石所持の大百姓でも土地所有は重荷でしかないのである。かといって成り行きに任せては潰れ百姓になりかねないので、見世物芝居興行による打開を願っているのである。

潰れ百姓は延宝八年正月の法に「御國中つぶれ百姓吟味之事」の項があり、七月の「申渡覚書」には百姓つぶれの原因

と村々の実態を次のように説明する

御百姓之内相煩候歟、何とぞ不慮之様を仕候歟、何之道にも、当年つづれ可申と見立候ものは、御惣庄屋前以吟味仕置可申候、此段去去年より申渡候処に、其役人心得により、手前うとく成ものばかりを除置き、村中大形書出申様に仕るも有之候、其わけにては無之候、是は必至度当年つづれ可申と、脇よりも見立申様成者迄の儀に候、簡様のものは大勢者無之筈に候、

百姓の維持は御惣庄屋の職掌であり、つづれ百姓の認定にも惣庄屋の判断が大きく物を言った。現実には村々から多くのつづれ百姓が出ており、其の点に關して通達は「此上にてはむざと書出申分は、御惣庄屋不心得に存候間、用間敷候、尤縦へつづれ申に究候共、常々おこたりを仕、耕作も不精に仕候て、逼迫仕ものは、曾て構申間敷候、左様之ものを救申候得ば、御百姓之風儀悪敷罷成候、此段御惣庄屋中能能相心得申様に、沙汰可仕候」と戒めている。潰れ百姓支配の仕法は前述のように正徳三年二月確立された。

二、「検地新儀」と享保期の新地

正徳・享保期における凶作は著名で、正徳五年大飢饉、享保元—二年飢饉、四年六月大洪水、虫入り、大飢饉、六年春より大飢饉、七年春大飢饉、熊本飢人出る、と連年飢饉に悩まされた。村人は移ぎのために周辺の山石売買を願ひ出たり、各地に日用移ぎにでかけた。

玉名郡在中御近領三池・瀬高辺え日雇之姿にて方々ニ罷越候者も有之様子付て、向後不罷出様御郡奉行衆え沙汰之趣参談仕相達可申旨被仰聞候ニ付て申談候処、下益城・八代・芦北在中之者共、薩摩・肥前・球磨・天草などと為移正月6十二月迄、又は明ル三月迄罷越申度由奉願候段、御奉行衆ら被相達、例を見合其沙汰仕、各様為御存知其月末ニ相達申

熊本藩における宝曆地引合について（松本）

熊本藩における宝曆地引合について（松本）

儀ニ御座候、小国・久住・野津原・鶴崎之者共、為稼方々金山え罷越候節、御郡奉行衆も年月を極往来手形出シ被来候、且又竹田御城下へ久住之者為日雇稼二月も十二月迄罷越候者ニハ、奉公なと不仕稼にて渡世仕候様申聞、御惣庄屋願之書付御郡奉行衆 被相達如願致沙汰・・・・右之通男ハ為稼他所え罷越来候、女之儀ハ他所へ罷越候儀前々も例相見不申、玉名之儀ハ為稼御近領へ参候例も無御座、為用事御近領へ罷越候節御郡奉行衆も差紙等ハ相渡被申由ニ御座候得共、日雇稼等にて罷越候之儀ハ無之様子ニ御座候、然処右之通密々罷出候様子も有之様ニ相聞候

(以下略)

今までになく他領への出稼ぎが多かった。こうした財政状況のなかで勝手方を担当したのが竹田平大夫と落合勘兵衛であつた。そして享保八年には特別難波により省略が要請された。この竹田平大夫のもとで郡頭に登用されたのが中根唯右衛門であつた。中根は天草代官室七郎左衛門と縁続きでその由緒から享保二年三十人扶持で召し抱えられた人物である、幕府の地方役を勤めたこともある検地のベテランであつた。いよいよ財政が逼迫した中で検地についての意見を求められ、これに応じたのが「検地新議」である。享保九年九月に差し出した「御尋ニ付申上口上之覚」が認められて翌十年正月新知二百石御郡頭に採用され、二月にはさっそく竹田とともに江戸に出立している。郡頭として行った建議は、

「覚 肥後国村々田畑地平均申付度儀ニ付覚書」

「取箇附吟味之覚 取箇付吟味之筋御内意願書」

「此御國中御立触正月六日御好ニて調差上候処又御好有之末之付紙之通調直同九日差上候事」

「覚 御國中村々え被仰渡覚書」

「覚 御家中え被仰渡覚書」

「起請文前書 惣庄屋誓詞前書」

「起請文前書 地改ニ付内見役誓詞前書」

「地改ニ付御横目役誓詞前書」

「起請文前書 下役人・帳付・竿取并改役誓詞前書」

「起請文前書 村々地引案内之者誓詞前書」

「已御年貢割付之事」

「何郡何手永当御免極帳」

「地方吟味之御定法書 覚」

であり、ほかに

「溝口殿迄差上ル 公料并御国御損引御年貢・作徳仕訳之御見合覚書」

「公料 上・中・下・下々之田撫」

参考資料として「武蔵国検地ニ付 元禄八亥二月出候 御条目 控」と「検地万覚書」をつけている。検地と言ったのは村人の反発が危惧されることからまずは地改と称するなど具体的な手順が詳細に記されていて、まさに実施寸前までいていたことがわかる。その狙いとするところは「一年久敷御改も無之地方故、百姓前損得片寄損田畑持候者ハ御年貢高役等も難相立、高ニ離れ申者も多ク有之、連々及困窮候段聞召、今度百姓地改被仰付管候、地方延び縮ミ改出等も可有之候、其儀は無氣遣有体ニ可相改候、其端高ニ応じ有来御土免を被引下百姓迷惑ニ不及様ニ被仰付、向後は年中村入用・囀役等之儀万事廉直ニ相成、不勝手之百姓も身上持立相談仕候様被逐吟味事ニ候」という点にあった。しかしどうしたことか竹田平大夫は退任し⁶²検地は実施されなかった。当時筑後久留米藩では室七郎左衛門方にいた大沢織右衛門の手で検地がなされ二十四万石の高を二倍に打ち出し、豊後佐伯藩では日向代官所手代を勤めていた中根曾右衛門（唯右衛門の弟）が郡代役に登用されて検地を行うなど、九州諸藩でも状況は同じであったが、それぞれ地方巧者を採用して検地を実施した

第四表 享保18年における御赦免開の譲渡

譲主	所在	面積	譲受人	日時
鶴川伝左衛門	上益城郡 唐川村	立山 ^反 畝 ^歩 2. 2. 03	田中庄右衛門へ	1/12
増田勘次	阿蘇郡 車埴村	畑47. 7. 00	茂田吉斗へ	2/19
上野半之允	玉名郡 上津原村	畑7. 2. 06	隈部七郎左衛門へ	2/23
磯谷金次	上益城郡 惣領村	上田5. 9. 00	"	2/23
林孫兵衛	" 砥川村	6. 00	棉幸右衛門へ	3/6
一領一疋 中島伝次	飽田郡 東門寺村	畑 ^反 畝 ^歩 6. 6. 00	惣庄屋 五町七郎右衛門へ	3/11
河喜多円次	山本郡 大清水村	手開2. 6. 06	松山武右衛門へ	3/11
村松市之允	宇土郡 戸馳村	塩浜7. 7. 27	堀内三盛へ	3/21
沼田家臣 伊藤十兵衛	上益城郡 平田村	田 1. 9. 00	荒瀬左平次へ	3/27
兼松七右衛門	" 田小野村	田 4. 00	山下形右衛門へ	3/28
増田勘次	" 小池村	畑 3. 4. 21	堀内三盛へ	4/22
佐藤九兵衛	" 芝原村	1. 7. 27	板根彦九郎へ	6/15
冨崎七郎右衛門	" 福原村	15. 2. 00	板根彦九郎へ	6/15
上田太郎右衛門	" "	1. 8. 00	"	
中村次郎右衛門	" 上下早川村	3. 15	中村進士	6/18
須佐美甚九郎	菊池郡 野間口村	3. 0. 21	河野又右衛門へ	9/24
高田彦右衛門	上益城郡 下高野村	野開1. 6. 00	} 長岡図書へ	10/13
	" 北高木村	松山8. 0. 00		
仲光七郎右衛門	" 木崎村	畑 5. 9. 15	荒瀬左兵衛へ	10/19
仁保太兵衛	" 砥川村	田 3. 0. 00	落合勘兵衛へ	12/16

「覚帳」享保18年による

のである。

享保十年代には全藩としての地改めはなされなかったが、それぞれの地方での田畑の把握はなされていた、百姓の野開は延宝二年以後制限され家中手開も享保十七年禁止された。

検地が要請される要因の一つとして土地のひんばんな移動があげられる。土地の混雑が起るからである。享保十年代の土地移動の特色として、家中土あるいは一領一疋・地侍らによる土地譲渡が集中的になされている(第四表参照)。土地を手放したい者がいる半面、土地を集積しようとする者がいることが如実に示される。手放す土地と集積する土地の性格の検討が必要となる。

三、宝暦地引合の実施

宝暦二年七月堀平太左衛門が大奉行に任ぜられて宝暦の改革が進行するが、ここでも土質平均は農政の第一の問題となる。まず最初は寛永十二年の諸郡水帳を奉行所に提出させた。しかし、郡村での水帳の扱いは不統一で十分満足に耐えるものでなかった。村々における寛永水帳は蔵納地こそ検地帳型式であったが、給知では名寄帳型式であり、毎年土免割り帳は名寄帳によって作成している有様で、しかもその名寄帳も村役人が張り紙して勝手に用いている状態であった。

御国中地面之見図帳無之候ては不相濟事ニ付、数十年御役人中も苦惱ニ存候得共、新タニ見図帳仕立候へは検地無之候ニてハ不致出来事ニ付、賁て村々ニ取りあつかい候名寄帳を以地面之帳仕立置可申

そこで郡方は四年正月名寄帳改め方を命じ、ついで反別帳・色付帳の整備を命じた。なかでも色付改めでは野開・御開畝物・御赦免開の坪々を改めるよう指示しておりかなり徹底したものであった。しかしこれらは帳簿上の調整を中心としたものであり、帳簿と土地との照合はなされていなかった。「惣体寛永之見図帳間数は付け居り候へども、番も付居不申、ば

熊本藩における宝暦地引合について(松本)

熊本藩における宝曆地引合について（松本）

つとしたる物にて、其後改も無之故、くるい候所も直も無之」役に立たなくなつていたのである。郡方の狙いは土地と対応できる帳簿之作成であり、名寄帳を元にしたものではこうした要請に応える地面の帳を作成することは出来なかつた。ここに登場するのが玉名郡一領一疋・在中横目役地方巧者の田添源次郎であつた、彼は「田畑共に広狭畝数を改め候ハ檢地ニ相成候間、畝数ハ改不申、広狭共ニ一坪々々ニ番付を以其坪数を改候へは、見図帳可致出来候」と提言した、この方法で試みたが農民はなかなか納得せず、また郡代もまた「當時内々相用候帳面実に叶候と申出候はば、右之帳面居りに被仰付、地位其外混雜仕居候処え、願出次第に内々地撫に被仰付候はば、下方疑惑無御座」と地引合の中止を申し出る始末であつた。こうして数十度の問答の末宝曆七年から取りかかつた、同年三月田添源次郎は郡方横目のまま郡方奉行付となり、六月緒方九郎右衛門とともに御国中地引合御用請込となつて、地引合を推進したのである。

地引合は永久の根帳として以後は如何なるときも地撫等は行わないことが申し渡された。此の地引合の概要を「地引合教方口上覚」は次のように数えあげている。

一番ニ村中惣百姓持懸り之居屋敷ハ先除ケ置太残地方を村庄屋元え不残差出シを離シ、二番ニ道筋・井手筋・塘筋等手弱キ所を改メ丈夫ニいたし間敷を極メ、三番ニ村境下ケ名之境を極メ、四番ニ割崩置候小坪をなりたけ大坪ニ仕直、或ハ畔等ゆかみ居候由、かき手入等宜所ハ真直ニ引直シ境を極メ、五番ニ只今迄之地位を能見合せ上中下之位を正道ニ居、上を取候ても無苦勞様ニ相極可申候、尤位見合居ニ候節、惣百姓三手ニ分ケ一組ニ筆者岩人宛召連田表ニ罷出、三組別々ニ位を見立庄屋元え帰り組々極メ置候所之位を見合、違申坪ハ太強之上多分ニ極メ候歟、又右見図帳ニ寄り候歟、何レ理之つみ候様ニ見立極メ候様ニ極々入念可申候、六番ニ竿を入竿有前を付立一村惣畝数を合、延畝有之候ハハ延畝分ハ坪坪割合せ受持可申候、縦余畝有之候ても上とは少も不被為召上候、唯御百姓請持能キため斗ニ候、七番ニ一ト下名之内番付を以圖を入一番ニ市助取当申候ハハ、先其所にて市助元畝ニ応割潰シ可申候、八番ニ荒地等有之村ハたとへ村並之余畝ニ割延候ハハ、荒地坪ニハ三割延ニ仕、当時迄持懸り之通にて召寄可申由、尤位等ハ惣百姓

之申談を以居置可申候、勿論起畝ニ成候迄ハ高物成ニ引方之儀只今之通ニ候事

地引合は宝曆八年本格的になつたらしく、二月名寄帳案文、三月見図帳案文が達せられたが、四月には去冬以来地引合を済ませた村もあり、その作業を通して地引合の仕法を役人に一同で論じたところ、大方は熟得していたが、なかに仕法の趣旨を違えているものもあり、仕法の不一致では済まされないとして、さらに徹底するよう示達している。今日残存している地引合帳をみても、八年以後のものが多い。五月には御郡間から御郡代へ確認の「達」が出された。

今度田添源次郎へ被仰付候地引合之儀、御郡代中も得斗識得有之候様承届被申、又は一ト通立合被致見分候儀等、存寄次第二候、勝手次第之儀不申及事候得共、此方より沙汰無之とて、万々一見合被居候衆も可有之哉ニ付、右之趣此方より寄々可申違旨ニ付左様御心得之事

以後地引合は宝曆十四年頃まで集中的に進められ(第五表参照)、明和八年迄十五年を費やして完了した。こうして出来上がった見図帳・名寄帳は御役所(郡間)に一通、手永会所に一通、村方に一通、そして内検役の手元に一通置かれ、それぞれの役所で年々の土地の移動・土地の変化の把握・作付けの台帳にもちいられた。

こうして厳正に実施された地引合ではあったが、若干の問題がないではない、その一は所によつては名寄帳で事足れりとして地引合を行わなかつたことである。宝曆八年五月堀平太左衛門の「覚」によれば地引合が必要なのは「去る戌年被改候名寄帳、当時之地方相違之段相違置候村々」であつて、「右名寄帳ニ相違無之段相違置候村々ハ、御役人差出地引合仕せ候ハ及不申、下ケ名之改様、且又地方之方付け方仕法帳之通を以夫々相改、今度之案文之通見図帳村々ニて仕立候様」とあり、上益城・玉名・菊池・合志・野津原・鶴崎がそうであるという。この六郡の内上益城・野津原・鶴崎は地引合帳が残つてないので何ともいえないが、現存する所で、合志郡竹迫手永では宝曆之帳簿はすべて宝曆五年六月に調製された寛永以来の地撫帳・名寄帳の写しであり、地引合帳に代行している。もう一つはこれほど苦勞して作成した地引合帳が数年ならずして村人の要求で作り直される例である。山鹿郡中村手永中村では宝曆八年三月に本方・新地・諸開の地引合を

熊本藩における宝曆地引合について(松本)

第五表 宝曆地引合見図帳

	鮑 田	託 摩	山 本	合 志	菊 池	山 鹿	玉 名
宝 曆 3					2		
" 5				(115)			
" 6				(2)			
" 7					3		
" 8	39		17	12	27	28	92
" 9	21						
" 10	93	21		5		23	
" 11	125	43	10	14		18	7
" 12	91	41	2	12	22	26	98
" 13	29	31	10	31	22	13	209
" 14	29	5	23	14	36	6	144
不 詳						1	2
昭 和 元	11	11	3	3	2	3	13
" 2	16	3					5
" 3	12				2		
" 6							
" 9					1		1
安 永 10						4	
天 明 元						2	
" 5	2						
" 8	6						
寛 政 5		1					
" 12			1				

熊本藩における宝曆地引合について(松本)

注. 合志郡の()は名寄帳、見図帳写、地撫帳写である。

第六表 下有佐村地引合入組

高	目
高1斗9升3合3勺5才 田 畝 9	上知御給知反別前=減
高1斗9升3合3勺5才 畑 畝 21	右同反別前=増
田 畝 1 畝 12 歩	上知之内畝先出作反別帳前=増
高2斗2升8合歩 田 畝 4 畝 19	新地反別帳前=増
高2斗2升8合歩 畑 畝 3 畝 21	右同反別帳前=減
田 畝 3 畝 15 歩	御郡間出高反別帳前=増
田 3 反 8 畝 12 歩	上知御給知田地之内畑作任候分
畑 2 町 1 反 9 畝 12 歩	上知御給知畑地之内水懸宜敷 田作任候分
田 3 畝	新出一毛畝物
畑 9 歩	右 同
高 6 升 3 合	在御蔵床増
畑 9 歩	右同減
畝 数 1 反 6 歩	空 地

下有佐村地引合追入組

床高5石6斗8升8合9勺8才	御郡間出高床高
御土物成2石6斗7升3合8勺2才	物成減申候分

実施し、田畑下ヶ名寄帳も作成していたが、安永十年四月にふたたび惣百姓立ち合いで帳を作成し請印をしている。安永十年の新地田畑地引合帳の奥書で次のように述べている。
 右者中村手永新地・永荒・御郡間新地田畑見図帳之儀、宝曆八年寅三月地引合御改被・仰付置候、然処村方不案内ニ
 てしらへ違之筋も御座候て、内証煩敷難波仕候ニ付、再地引合奉願当丑四月御改被仰付、依之田畑畝数少も落不申候様ニ、庄屋・惣百姓立合吟味仕一々地方引合相改御帳調上申候、若村中少ニても畝数改落不直之儀仕候ハハ、如何様之越度ニも可被仰付候、為其連印仕上候、以上
 山鹿郡ではいち早く宝曆八年二・三月に地引合を実施し、そのために後の地引合

熊本藩における宝曆地引合について(松本)

実施し、田畑下ヶ名寄帳も作成していたが、安永十年四月にふたたび惣百姓立ち合いで帳を作成し請印をしている。安永十年の新地田畑地引合帳の奥書で次のように述べている。
 右者中村手永新地・永荒・御郡間新地田畑見図帳之儀、宝曆八年寅三月地引合御改被・仰付置候、然処村方不案内ニ
 てしらへ違之筋も御座候て、内証煩敷難波仕候ニ付、再地引合奉願当丑四月御改被仰付、依之田畑畝数少も落不申候様ニ、庄屋・惣百姓立合吟味仕一々地方引合相改御帳調上申候、若村中少ニても畝数改落不直之儀仕候ハハ、如何様之越度ニも可被仰付候、為其連印仕上候、以上

熊本藩における宝曆地引合について（松本）

と基準が異なったため村人の不満がおこり再地引合の要求になったのかも知れないが、当事者の神経質振りを窺うことができる。

地引合の結果数十年の間空き地などを開墾して、無年貢で耕作していた七百町の隠し田が露見した、彼らを罰することはしなかったというが、地引合は地方の把握に十分な効果を上げることができた。地引合の結果生じた地方の変化は「地引合入組覚書」および「地引合追入組覚書」に示される。八代郡下有佐村の場合をみると第六表に示す通である。個々の村にとっての変化は僅かであるが、こうした精緻の土地調査は村々を緊張させたしそれだけの確な数字が得られたと思われる。

さて宝曆地引合の結果は、地撫以来開発の都度把握されていたであろう新地がかなりの精度で郡方―村方に把握されることとなった。どの程度の内容になるか明和六年五月の飽田郡五帳手永の田畑地引合帳でみよう。

御蔵納 御侍衆上り開

御給知 右同地子屋敷

寺領 御郡間上り開

新地方 右同定米畝物

飽田郡五町手永御蔵 右同一毛畝物 田畑地引合改一紙御帳

野開 右同定米畝物

茶床 右同一毛畝物

居り畝物 右同定銀畝物

一毛畝物 御赦免開

所謂本方―御蔵納・御給知、新地のほかの地目はこれまでかなりルーズに扱われていた土地である。このなかには今まで

第七表 山鹿郡中村手永古閑村の構造

熊本藩における宝曆地引合について（松本）

慶長9年9月	寛永10年4月	宝曆10年
高 554石3斗9升7合5勺	高 555石8斗2升6合	高 555石8斗2升5合9勺
田畑63町1反5畝00歩	田畑38町4反7畝21歩	田畑38町9反4畝21歩
田 22町1反9畝11歩 畑 40. 9. 5. 19 屋敷登録人 19人 地蔵薬師 2人	田 11町2反3畝09歩 畑 27. 2. 4. 12 屋敷登録人 16人 ほかに 4人 のべ 44人	田 13町4反8畝03歩 畑 25. 4. 6. 18 屋敷登録人 47人
		新地 7反7畝24歩 高 4石7斗
		諸開31町4反3畝12歩

御郡方では扱わなかった御侍衆上り開や御赦免開等も把握が可能になった。耕地のかんりの把握が可能になったという点で宝曆の地引合は土地革命ともいえるものであった。

宝曆の地引合帳に見る近世中期の百姓の土地所有はかなり罕細なものであった。

宝曆地引合における村落の実像について、山鹿郡中村手永古閑村の概要^⑨を示せば次の通りである。当村の実高は五五石八斗余である。慶長九年九月の村高は近似しているけれども郷高であって寛永以後とは比較できない。寛永十年四月の名寄帳に示される古閑村の状況は第七表に示す通りである。耕地を持ち名請人として登録されている者一六人（うち屋敷地が屋敷と表示されていないもの三人）と神主分・浄心分など得分を示すもの四人、ほかに名寄されていない者四四人（彼らは一、二筆の零落な耕地の名請人である）の三種から成る。第三のタイプは周辺村落からの入作であろう。

宝曆地引合の結果でみると、古閑村小百姓三四人、頭百姓五人、庄屋一人、庄屋代一人の四一人が署名しているが、田畑屋敷を名請するものは第八表の五〇人である。このうちには同一人かも知れない甚右衛門（甚左衛門と同一人か）と神田とがあ

寛永10年4月 山鹿郡古閑村の百姓持高

現高 惣合 555石8斗2升6合

内

92. 6. 4. 0 永荒
 59. 1. 6. 7 高不足
 2. 1. 6. 9 御蔵屋敷
 8. 0. 0 万引高
 〃 154. 4. 7. 9 万引高

一人別所持高

熊本藩における宝曆地引合について (松本)

名 請 人	田 畑	高
仁 右 衛 門	田畑 町反畝歩 1. 5. 4. 09	石斗升合 13. 6. 5. 4
九 郎 右 衛 門	1. 2. 7. 09	10. 2. 6. 2
久 三 郎	2. 5. 2. 06	17. 2. 5. 6
彦 右 衛 門	4. 2. 1. 21	35. 3. 2. 0
清 右 衛 門	3. 2. 9. 03	27. 0. 6. 6
九 郎 兵 衛	7. 1. 18	3. 8. 8. 3
与 右 衛 門	2. 1. 8. 00	25. 5. 0. 9
忠 右 衛 門	5. 6. 21	4. 8. 2. 1
彦 左 衛 門	3. 5. 18	2. 6. 6. 2
三 郎 右 衛 門	3. 2. 6. 15	27. 6. 0. 3
甚 右 衛 門	8. 4. 24	7. 6. 7. 9
源 左 衛 門	3. 0. 6. 27	26. 1. 0. 5
太 郎 右 衛 門	2. 2. 3. 21	18. 2. 1. 3
藤 右 衛 門	1. 1. 8. 09	9. 3. 5. 7
源 兵 衛	1. 1. 0. 15	9. 0. 4. 5
4 人 分	5. 9. 00	3. 4. 2. 4
源 右 衛 門	7. 5. 1. 21	63. 1. 9. 9
44 人	2. 1. 3. 12	10. 6. 7. 0

第八表 宝曆10年山鹿郡古閑村百姓の土地所有 (小百姓)

名	爵	人	本	方	新	地	開
伊左衛門		助	98.00		△	0.18	
伊儀兵衛		三郎	89.15				
久右三郎		助	27.09				
久右三郎		助	44.21				
久右三郎		助	53.12		△	1.15	
久右三郎		助	114.12				× 4.00
五郎左衛門		助	56.00		△	0.09	
源勘右衛門		助	50.00				
源勘右衛門		助	141.18				
源喜右衛門		助	58.24		△	0.12	
源久右衛門		助	99.06				× 6.15
久右三郎		助	71.03				× 12.46
久右三郎		助	3.27				
五角右衛門		助	100.15				× 42.00
角左衛門		助	69.00				
善右衛門		助	35.00				
仁兵衛		助	34.18				
神田		助	16.12				
甚右衛門		助	3.09				
甚左衛門		助	108.03				× 54.12
新左衛門		助	39.18				
新右衛門		助	40.06				× 11.00
新次兵衛		助	249.24				× 185.00
十兵衛		助	97.27				× 2.00
庄右衛門		助	115.00				
佐平吉		助	84.12				
惣惣次		助	91.00				× 12.00
善右衛門		助	98.03				
十甚右衛門		助	39.09				× 15.00
四右衛門		助	35.24				
三三左衛門		助	80.09		△	1.06	
三三左衛門		助	111.06				
三三左衛門		助	75.15		△	0.18	
専惣作		助	115.03				
惣惣作		助	119.06				
徳徳右衛門		助	49.24				
徳徳左衛門		助	115.18				
代忠平		助	82.03		△	2.09	× 9.18
藤藤兵衛		助	136.24				
藤藤兵衛		助	53.09				
武武兵衛		助	90.06				
半平兵衛		助	57.18		△	0.06	× 14.00
平右衛門		助	127.18		△	1.18	× 12.00
武右衛門		助	109.00				× 2.00
文左衛門		助	120.12				
彦市次		助	42.12				
文市次		助	54.06				
又右衛門		助	47.24		△	1.06	× 46.18
弥兵衛		助	117.00		△	2.15	
理右衛門		助	139.00		△	60.00	

り、実数は四八人になる。うち久作が零細な田を所有する以外は、すべて田畑屋敷を所持する小百姓である。従って、寛永名寄帳の本百姓一六に対して、宝曆地引合帳の百姓数は三倍近くになっているので、個々の百姓が所持する田畑は当然のことながら零細化し、寛永期の平均二五石は一、八石に減っており、加えて新地と諸開が小百姓の生計に大きく関わって来ることになる。

この古閑村は特に御赦免開が多い村であり、小百姓も御赦免開を名請するが、第九表に見るように三八人の村人でない名請人が見られる。御赦免開だけで十分やっていけるだけの経営面積を持つものもある。村人でない名請人には近隣の村

熊本藩における宝曆地引合について(松本)

第九表 宝暦10年山鹿郡古閑村御赦免開所持（村人外）

開地規模	人数	個人別所持高
町反畝歩		畝
7.0.0.00 以上	1	739.28
1.0.0.00 以上	3	185.00, 128.27, 116.00
5.0.00 以上	1	51.15
4.0.00 以上	1	41.15
3.0.00 以上	1	36.15
2.0.00 以上	1	20.00
1.5.00 以上	2	17.00, 15.00
1.4.00 以上	1	14.00
1.3.00 以上	4	13.18, 13.09, 13.06, 13.00
1.2.00 以上	2	12.00, 12.00
1.1.00 以上	4	11.27, 11.21, 11.12, 11.06
1.0.00 以上	4	10.00, 10.00, 10.00, 10.00
9.00 以上	2	9.09, 9.06
8.00 以上	3	8.18, 8.15, 8.00
7.00 以上	2	7.06, 7.00
6.00 以上		
5.00 以上	1	5.00,
4.00 以上	2	4.15, 4.00
3.00 以上	2	3.00, 3.00
2.00 以上	2	2.09, 2.00
1.00 以上	3	1.06, 1.06, 1.06
1.00 以下	1	0.09
	38	

熊本藩における宝暦地引合について（松本）

からの出作もあるかもしれないが、御侍衆の仕立百姓として存在し、郡方役人の支配に属しない者たちのいることも見逃せない。近世中期に激増する農村人口の行方を示すものである。

おわりに

近世前期熊本藩における農村支配は開発と農民の変容に対応して変化せざるを得なかった。入国直後細川氏は地撫検地と人畜改めによって土地と年貢負担者である百姓を確定したのであった。この体制は凶作による百姓の衰退と、他方では開発への労働力の流入によって崩壊の道を辿った。特に藩政初期から奨励された開発には家中土から百姓までが色々な形で参画した。百姓にとって負担の重い本田畑よりは負担も軽く栽培作物の制限のない新地は魅力であったに違いない。その結果が承応年間以後の恒常的な農業生産力の停滞となって現れ寛永地撫体制は維持できなくなり寛文・延宝の改革、ついで享保の見直し、宝暦の土地改革となったのである。こうした農政の転換期に共通する特徴として地方巧者の登用が上げられる。延宝期の牧野安右衛門、享保期の中根唯右衛門、宝暦期の田添源次郎と緒方九郎右衛門がそれである。牧野・田添・緒方はいずれも庄屋の出身であり、中根は天草代官の縁者ではあったが、手代格であった。彼らすでに地方巧者として評価を得ていたのではあったであろうが、地方支配について意見をもちめられ、認められて破格の出世をとげ郡頭に登用されたであった、彼らの地方支配についての施策は、中根の「検地新議」や田添の地引合論によって推測するほかに、庄屋出身であるところから、一般の藩士よりは遥かに農政にすぐれた感覚をもっていたであろう。時代は彼らを登用するところまで来ていたと言うべきであろう。

宝暦地引合はそれまでの検地・地撫では捉えられなかった新地・野開を郡方で一本化して把握した点に特色がある。新地は寛永以来把握されていたが、村方で高付けされていなかったし、百姓の野開は小物成として把握されていたが、武

熊本藩における宝曆地引合について（松本）

士の名義になる御敵免開は郡方で把握されてはいたが、村方で把握していたとは言い難い。地引合の実施によって新地・野開は完全に郡方の手に一本化されることとなった。

註(1) 森田誠一「原曲による近世農政叢集」・熊本女子大学郷土文化研究所編「肥後藩の政治」

(2) 「益田弥一右衛門上書」(永青文庫蔵「上書」所収)、以下、特に断らない史料は永青文庫蔵細川家史料である。

(3) 「檢地新議」(鹿本郡廳史町、多田隈文書)

(4) 熊本史学会編「肥後国檢地賭帳目録」・拙稿「寛永期細川領における「地撫」について」(「熊本史学」五〇号)

(5) 東京大学史料編纂所編「大日本近世史料―肥後国入畜改帳」・農村史料刊行会「芦北郡入畜改帳」

(6) 「今度御目安箱ニ入申附う書物ニ不聞一ツ書之事」(「御郡方文書」)

(7) 中村吉治「近世初期農政史研究」

(8) 「御郡方記録」(前出多田隈文書)、その一部は「肥後藩の政治」に引く、「竹迫手永会所旧記」にもある。

(9・10) 「花畑御奉行所日記」

(11) 森田誠一「寛永飢民録について―細川初期藩政史の一断面―」(熊本大学「法文論叢」二六号)

(12) 「御奉行奉書」

(13) 「御郡方文書」

(14) 拙稿注⁴

(15) 「御百姓潰方証文定式」熊本県立図書館蔵、「肥後藩の政治」には「身帯潰申候御百姓有之節支配方覚」として収録。

(16) 「實地贖地之儀ニ付追々達書」(多田隈文書)

(17) 「御花畑奉行所日記」

(18) 「本藩年表」

(19) 「肥後藩の政治」

(20) 「御郡方記録之写」(鹿本郡廳史町、島田文書)

(21・22・23・24) 「御花畑御奉行日記」

(25) 「肥後藩の政治」

(26) 拙稿「肥後細川領における擬制的知行制」(「法文論叢」三九号)

(27) 吉村豊雄「近世初期熊本藩領の経済発展について」(「史学研究」一六一号)

(28) 「拾集物語」(「肥後文献叢書」第四卷)

- (29) 「御奉行所日記」
- (30) 「肥後藩年表稿」享保六年条
- (31) 「覚帳 元禄二年より」
- (32) 「井田衍義 垣塚しらへ郡府旧記」(藩法集? 熊本藩)
- (33) 西園寺文書 熊本大学付属図書館蔵
- (34) 「元禄七年改 諸郡高人畜浦浦船数其外有物帳」
- (35) 「井田衍義 御惣庄屋十ヶ条具令条目」(藩法集? 熊本藩)
- (36) これら新地方の村は村立新地として高をむすび、寛政七年大津手永では中尾村一三三石、南方村一三七石、馬場村一九一石、新町一四六石が計上され、村としての体裁を整えている。(合志郡大津手永手鑑)
- (37) 「井田衍義 寛永以後郡中法令」(同書)
- (38 39) 拙稿「八ヶ所地筒と御家中地筒」(大津町史研究)第一巻
- (40) 「合志郡竹迫手永三万田村財津庄大夫殿元禄十四年開畑高積帳写」熊本県立図書館蔵
- (41) 拙稿「肥後細川領における御赦免開」(法文論叢四一号)
- (42) 「御郡方記録番抜之事」(井田衍義 寛永以後郡中法令)
- (43) 「御家老不時伺帳」享保十四年条
- (44) 「御花畑御奉行日記」
- (44) 「肥後藩の政治」
- (45) 「雑録」(肥後藩の政治)
- (46) 「肥後藩の政治」
- (45) 「雑録」(肥後藩の政治)
- (46) 「肥後藩年表稿」享保七年二月条
- (47) 「御家老不時伺帳」
- (48) 「肥後藩年表稿」享保七・八年条
- (49) 「先祖付」
- (50) 「多田隈文書」、「検地新儀」について上妻博之「肥後文献解題」は内容を紹介した後「蓋し本書の方式に従って検地が行われ
たか否か確かでない」と述べている、以下享保の検地計画については「検地新儀」による。
- (51) 「御家老不時伺帳」
- (52) 「肥後藩年表稿」享保十年八月条
- (53) 「検地新儀」

熊本藩における宝曆地引合について(松本)

- (54) 中野嘉太郎「細川越中守重賢公伝」、森田誠一「細川重賢と堀平太左衛門」(「日本人物史体系第4巻」)
- (55) 「肥後藩年表稿」宝暦二年七月の条
- (56) 「御内意相伺申候覚」(「覚帳」宝暦三・四年)
- (57) 「名寄帳之儀ニ付御達之事」(「井田衍義 欽法条論」)
- (58・60) 「堀木夫覚帖」
- (59) 「覚」(「井田衍義 欽法条論」)
- (61) 「肥後先哲偉蹟 統 卷四」
- (62) 「覚」(「肥後藩の政治」)
- (63) 「肥後先哲偉蹟 統」、「本藩年表」
- (64) 多田隈文衛
- (65) 「宝暦八年二月名寄帳案文御達之事」・「同年三月見図帳案文御達之事」(「井田衍義 欽法条論」)
- (66) 「地引合之儀ニ付御達之事」(「同書」)
- (67) 「御内検役手数之事」(「井田衍義 欽法式令」)、但し「益田弥一右衛門上書秘密」は役所と村々に一通づつとしている。
- (68) 「覚」(「井田衍義 欽法条論」)
- (69) 「肥後國検地諸帳目録」合志郡竹迫手永
- (70) 「肥後國検地諸帳目録」山鹿郡中村手永
- (71) 「安永十年四月」中村手永中村永荒・新地・御郡間田畑地引合改見図御帳」
- (72) 「益田弥一右衛門上書秘密」
- (73) 「地引合入組覚帖 下有佐村」「地引合追入組覚帳 下有佐村」熊本大学図書館蔵
- (74) 「慶長九年九月古閑村」覚永拾年四月古閑村田畑名寄帳写」(「宝暦十年二月古閑村上知御給知田畑地引合改御見図御帳」(「宝暦十年二月古閑村新地永荒御郡間新地田畑地引合改見図御帳」(「宝暦十年二月古閑村定米上り開・野開・上り開・請敷・御赦免開・御敷・御郡間定米畝物・右開上開田畑地引合見図御帳」(いづれも熊本県立図書館蔵)による。